

「十和田南部機能保全計画策定業務委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和 8 年 7 月 27 日

青森県上北農林水産事務所長

記

1 業務名

十和田南部機能保全計画策定業務委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

この業務は、十和田南部地区農村整備事業に係る機能保全計画の策定を行うものである。

(2) 概要

機能保全計画策定業務 一式

3 応募資格等

別添十和田南部機能保全計画策定業務委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添十和田南部機能保全計画策定業務委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ 6 の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒 0 3 4 - 0 0 8 2 青森県十和田市西二番町 1 0 - 2 1

青森県上北農林水産事務所

T E L 0 1 7 6 - 2 3 - 5 3 1 7

メールアドレス ka-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 佐々木、田名部

十和田南部機能保全計画策定業務委託応募要領

1 業務名

十和田南部機能保全計画策定業務委託

2 業務の目的

この業務は、十和田南部地区農村整備事業に係る機能保全計画の策定を行うものである。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 26 日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士及びR C C M（農業土木部門）のいずれかの資格を有する技術者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。

なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第 1 号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

（２）提出期間

令和 8 年 7 月 28 日（火）から令和 8 年 8 月 6 日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）6 の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去 10 年間ににおける同種業務の実績（企画提案書様式 2）

前年度から過去 10 年間ににおける 3 に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式 3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式 4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（２）提出方法

様式第 2 号により、作成した企画提案書を 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により 1 部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1 者につき 1 点に限る。

（３）提出期間

令和 8 年 7 月 28 日（火）から令和 8 年 8 月 10 日（月）まで

休日等を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

（１）応募資格の有無

（２）企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去 10 年間の同種業務の実績（同種業務とは、3 に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- （１）契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を８の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- （２）審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和８年８月１９日（水）までに通知（様式第３号）する。
- （３）契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日等を除く。）以内に青森県上北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒０３４－００８２ 青森県十和田市西二番町１０－２１
青森県上北農林水産事務所
ＴＥＬ ０１７６－２３－５３１７
メールアドレス ka-nosui@pref.aomori.lg.jp
担当者 農村計画課 佐々木、田名部

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前９時から午後５時まで

- （４）青森県上北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- （１）提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- （２）参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- （３）提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- （４）参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- （５）受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- （６）参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- （７）参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県上北農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和8年8月6日(木)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、12,969千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県上北農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。
- ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

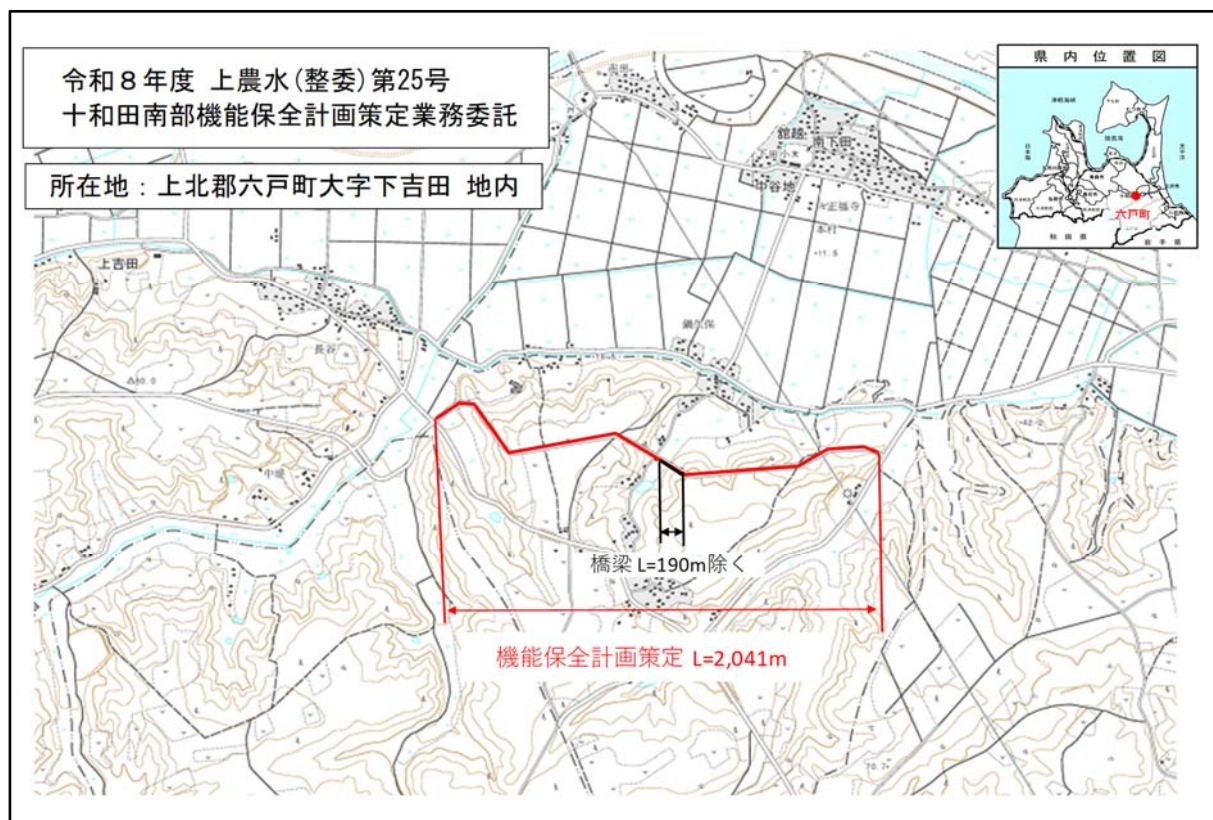
12 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21
青森県上北農林水産事務所
TEL 0176-23-5317
メールアドレス ka-nosui@pref.aomori.lg.jp
担当者 農村計画課 佐々木、田名部

(別添資料)

本 地 区 の 概 要 等

1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号	上農水(整委)第25号
業務名	十和田南部機能保全計画策定業務委託
業務場所	上北郡六戸町大字下吉田 地内
履行期間	契約締結日の翌日 ~ 令和9年3月26日

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、「地質・土質調査共通仕様書」「農村整備設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び「青森県農業農村整備事業設計業務マニュアル」(以下「マニュアル」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 この業務は、十和田南部地区農村整備事業に係る機能保全計画の策定を行うものである。

(業務場所)

第3条 業務場所は上北郡六戸町大字下吉田地内で、別添位置図に示すとおりである。

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、技術士(農業部門:農業土木、農業農村工学)、博士(農学)、農業土木技術管理士及びRCCM(農業土木部門)のいずれかの資格を有する技術者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第5条 本業務の設計に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第6条 機能保全計画策定業務における作業条件は次のとおりである。

項 目	内 容
1 基本条件	・各種資料作成にあたっては、提出期日を把握したうえで、遅滞のないよう計画的な作業に努めること。
2 地質調査業務	・作業目的を十分理解し地質調査を行い、機能保全計画の内容に反映させること。
3 測量業務	・作業目的を十分理解し測量を行い、機能保全計画の内容に反映させること。

4 機能保全計画策定業務	・作業の実施に当たっては事前に作業方法について調査職員及び調査職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意すること。
--------------	--

(参考図書)

第7条 機能保全計画の参考にする図書は、共通仕様書によるほか次によるものとする。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
土地改良事業計画設計基準 基準書・技術書	農業農村工学会	—
農道保全対策の手引き	農村振興局整備部地域整備課	令和3年4月
その他	調査職員が指示したもの	—

(貸与資料)

第8条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部 数	備 考
調査職員との協議による		

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第9条 第7条、第8条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合は、調査職員と協議する。
- 2 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 機能保全計画策定業務の内容

(業務概要)

第10条 業務の概要は次のとおりである。

項 目	内 容
1 地質調査業務	C B R 試験 一式
2 測量業務	路面性状測定 一式
3 機能保全計画策定業務	交通量調査 一式 機能保全計画策定 一式

(作業項目及び数量)

第11条 本業務の作業項目及び数量は次のとおりである。

1 地質調査業務

項 目	内 容	数 量	備 考
1 C B R 試験			
(1) 室内C B R 用試料採取	現状土 (2 モールド／箇所)	10 箇所	
(2) 室内C B R 試験	水浸法 (1 モールド)	20 試料	2 試料／箇所
(3) 資料整理取りまとめ		一式	

2 測量業務

項 目	内 容	数 量	備 考
1 路面性状測定	路面性状車による路面診断及びとりまとめを行う。	一式	

3 機能保全計画策定業務

項 目	内 容	数 量	備 考
1 交通量調査	基本設計：道路現況調査計画 (町村数1、難易度補正Ⅰ)		
(1) 道路、鉄道概況及び交通量調査	交通量について現地調査を行い、現有資料を補足する。	一式	観測1日 調査3地点
2 機能保全計画策定	構想設計：道路計画 (難易度補正Ⅰ、地形条件A、2車線)		
(1) 機能保全計画策定	別紙に定める項目を網羅し、機能保全計画の策定を行う。	一式	

※機能保全計画策定に当たり、網羅すべき項目については【別紙】に示す

(地質調査業務の留意点)

第12条 地質調査業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 共通仕様書、参考文献及び貸与資料で相互に矛盾がある場合や、字句の解釈に疑義の生じた場合は調査職員の指示を受けるものとする。
- 3 調査位置は、路面性状測定結果を基に決定するが、その理由を整理すること。ただし、調査職員の確認を得ること。

- 4 CBR試験は現状土試験とし2モールドで行うが、同一地点で異なる土層が確認された場合は、調査職員と協議すること。
- 5 既設舗装の開削寸法については、幅1.0m×延長1.5m×深さ1.0mを標準としているが、これによりがたい場合は調査職員と協議し、了解を得ること。
- 6 既設舗装開削の際には、現況の舗装構成も併せて調査すること。
- 7 舗装復旧については現形復旧を行い、段差等が生じないように入念に締め固めを行うこと。
- 8 開削により生じた既設アスファルト混合物は、産業廃棄物として中間処理施設へ適正に処分すること。
- 9 マニフェストは、A票、D票を報告書に添付し、調査職員に処理量を報告し確認を得ること。
- 10 本調査については、交通事故等を防止するため交通誘導員の配置を計上しており、第三者に損害を与えた場合には、受託者の責任において措置するものとする。

(測量業務の留意点)

第13条 路面性状測定の実施に当たり特に留意する点は、次のとおりである。

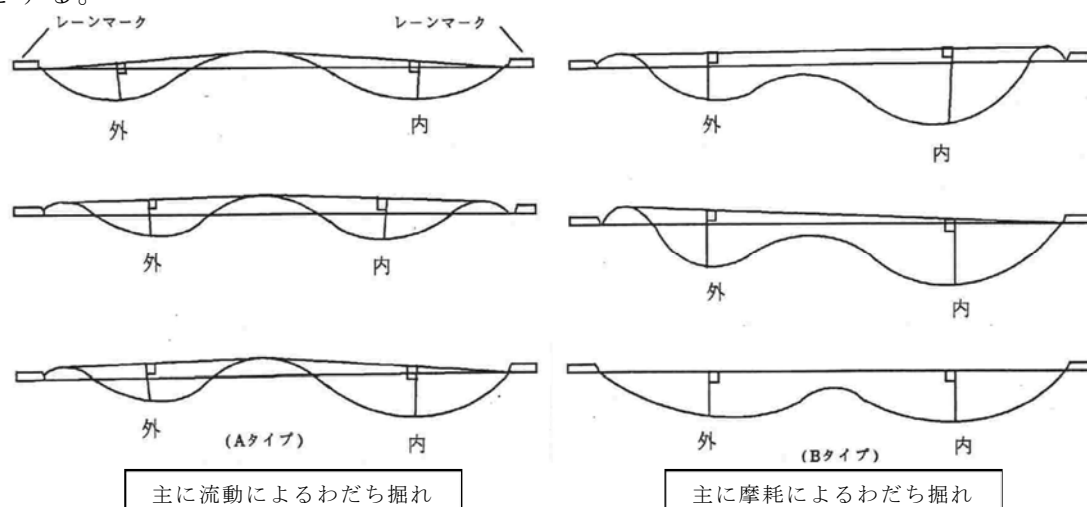
- 1 距離標が未設置、破損及び工事中で確認が困難な箇所は、既存の平面図、縦断図により距離を算出してマーキングを施すものとする。また、幅員判定、嵩上げの可否の判定についても記録すること。
- 2 データ解析時に、記録媒体からの判定が困難と思われる路面性状については、野帳に記録すると同時に写真撮影し、計測時の資料とする。なお、交通事故等には十分注意し必要な安全対策を講じ、第三者に損害を与えた場合には、受託者の責任において措置するものとする。
- 3 ひびわれ測定は、対象車線全面を連続して測定するものとし、クラック幅1mm以上が確認できる精度を有するものとする。なお、ひび割れの測定縮尺は、ひび割れを確実に解読できるよう適切な値とする。
- 4 わだち掘れ測定は20mピッチとし、測定縮尺はわだち掘れ量を確実に測定できるよう適切な値とする。
- 5 平坦性の測定は、外側のわだち部を測定する。
- 6 各測定記録は速やかに処理を行い、品質管理を厳重に行うこととし、解読等に支障がある場合には再測定を行うこと。
- 7 測定データの記録媒体は、現地との照合を容易にするため適切な編集を行い、路線の別を明確にするとともに、100m毎に距離がわかるようにするものとする。
- 8 ひび割れ、わだち掘れ計測は以下の事項について求めることとする。
 - 1) ひび割れ面積 (㎡)
 - 2) パッチング面積 (㎡)
 - 3) ひび割れ長さ (m)
 - 4) わだち掘れ最大量 (mm、1断面2データ)

9 解説及び測定したデータに基づき100m を1単位とし、それぞれのひびわれ率、わだち掘れ量（平均、最大）平坦性を算出する。

10 ひび割れ率の算出は次式に基づき電子計算機を使用して算出すること。

ひび割れ率(%) =	ひび割れ面積 (㎡) + パッチング面積 (㎡)	×100
	調査区間の面積 (㎡)	

11 わだち掘れの読み取りは、以下に示す外側及び内側で計測した値を、その断面におけるわだち掘れ量とする。なお、最大わだち掘れ量は、10データ（20mピッチで100m間隔を1単位とする。）のうちで、最も大きいわだち掘れ量とする。



12 平坦性は、100m区間を1単位とし、1.5m間隔で読み取ったデータの高低差を測定し、3個ある変位形の出力を前からX1、X2、X3とし、次式によって中間の変位計の基準線からの偏差dを求める。ただし、平坦性測定の障害となるマンホール等の部分のデータは除去する。

$$d = \frac{X1 + X3}{2} - X2$$

上記データを用いて区間毎の、路面の平坦性（σ）を次式によって算出すること。

$$\sigma = \sqrt{\left\{ \sum d_i^2 - (\sum d_i)^2 / n \right\} / (n - 1)}$$

ここに、σ：平坦性（mm）

d_i：一定区間の波高の測定値（mm）

n：データ数

13 供用性の評価は、維持管理指数（MC I：Maintenance Control Index）を用いるものとし、以下の評価式による。

$$MC I = 10 - 1.48 C^{0.3} - 0.29 D^{0.7} - 0.47 \sigma^{0.2} \cdots (1)$$

$$MC I_0 = 10 - 1.51 C^{0.3} - 0.30 D^{0.7} \cdots (2)$$

$$MC I_1 = 10 - 2.23 C^{0.3} \cdots (3)$$

$$MC I 2 = 10 - 0.54 D^{0.7} \cdots (4)$$

ここに、MC I：維持管理指数

C：ひびわれ率（％）

D：わだち掘れ量（mm）

σ：平坦性（mm）

なお、維持管理指数（MC I）は上記４式で算出した値のうち、最も小さい値を採用するものとする。

（機能保全計画策定業務の留意点）

第14条 作業上特に留意する点は以下のとおりである。

- 1 機能保全計画策定にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 2 設計にあたって参考にした文献等については、その出典及び該当ページを明示するものとする。
- 3 機能保全計画の内容については、「【別紙】機能保全計画における記載項目について」に定める項目を網羅するとともに、道路管理者の中期的な維持管理に資するものであることから、それを念頭に計画を策定すること。

第４章 打合せ

（打合せ）

第15条 打合せ時期及び回数は次のとおりである。

回	作業段階	備 考
第１回	着手前	作業条件確認及び業務計画書等（受注者側の審査体制についても記載すること。）について打合せする。
第２回	中 間	細部条件、構造細目等について打合せする。
第３回	最 終	成果品全体の取りまとめかたについて打合せする。

* 何れの打合せ時も打合簿により相互確認する。

第５章 成果物

（成果品）

第16条 提出すべき成果品及び提出部数は次のとおりである。

成果品名	内 容	規 格	部数
業 務 報 告 書	機能保全計画書、添付図面 等	A-4	２部
電 子 媒 体	業務報告書及び図面	C D-R又は D V D-R	２部

(成果物の装丁等)

第17条 成果物の装丁等は、以下のとおりとする。

- 1 業務報告書は原則として1冊にまとめること。ただし、合冊が不可能な場合は調査職員と打合せし、承諾を得た上で分冊しても良いこととする。
- 2 装丁はチューブ式ファイルとする。
- 3 提出先は、青森県上北農林水産事務所（青森県十和田市西二番町10-21）とする。

第6章 その他

(定めなき事項)

第18条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

【別紙】機能保全計画における記載項目について

第14条の3に定める項目は、下記のとおり。

項 目	内 容
1 対象施設	計画の策定にあたっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位や構造物毎の分類を設定の上、その単位毎に計画を策定する。
2 計画期間	インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜計画を更新するものとする。
3 対策の優先順位の考え方	個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。
4 個別施設の状態等	点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。また、「対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。
5 対策内容と実施時期	「対策の優先順位の考え方」及び「個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。
6 対策費用	計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応 募 資 格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評 価 基 準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士（農業部門：農業土木、農業農村工学）、博士（農学）	7点
	②RCCM（農業土木部門）、農業土木技術管理士	4点
	③上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③上記以外	0点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6点
	②各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3点
	③上記以外	0点
30点×技術力評価得点／技術力評価満点		点
2 価格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	点
合 計 (100点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県上北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「十和田南部機能保全計画策定業務委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県上北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「十和田南部機能保全計画策定業務委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1 部

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

あて

青森県上北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「十和田南部機能保全計画策定業務委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

（担当者）

所属／部署

氏名

電話

E-mail

(企画提案書様式2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名： 十和田南部機能保全計画策定業務委託

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
 - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
 - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法が既存の業務と同様と認められる業務。
 - ④ それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名： 十和田南部機能保全計画策定業務委託

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書 (積算内訳)

業務名： 十和田南部機能保全計画策定業務委託

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2 年 60 ユニット／3 年 80 ユニット／4 年 100 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シ ステム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年